

平成20年度に取り組むその他の見直し

★公共事業の抑制と合理化

➡「条件付一般競争入札」の制度改正

現在、試行導入している「条件付一般競争入札」の対象範囲を「2,000万円以上」から「130万円以上」に拡大します。

➡指名停止基準の強化

請負者が不当な要求を受けた場合の発注者および警察への報告を義務化し、報告と届出を怠った場合は指名停止とするなど基準の強化を図ります。

★民間の力を生かした見直し

➡し尿・ごみ収集業務の民間委託

平成21年度から民間委託することが決定している「し尿・ごみ収集業務」の受託事業者の選定などの事務を進めます。

➡保育所・幼児センターの指定管理者制度移行

平成21年度以降の指定に向け、可能性を含めた検討を行います。

★補助金・負担金の合理化

➡補助金の公募性の導入検討

補助金の公募性の導入など、市民の公益的な活動に対するインセンティブを高める制度に見直します。

★地方公営企業の経営健全化

➡水道料金・下水道使用料の改定

平成21年4月1日の改定を目指して、水道料金・下水道使用料体系の見直しに着手します。

➡施設の民間委託

汚泥の脱水ケーキの処理コストを下げするため、衛生公園の一般廃棄物焼却施設を休止し、民間事業者に委託します。

★財源の確保

➡有料広告の利用拡大

平成19年度からスタートした広報誌とホームページの広告掲載、CATVのコマーシャル放送の利用拡大を図り、500万円の歳入増を図ります。

★職員の育成

➡「人事評価制度」の試行導入

職員の職務能力、意欲、実績を適正に評価し、昇格や給与に反映させるために「人事評価制度」を試行し、平成21年度からの本格実施に備えます。

★住民と行政のパートナーシップの推進

➡「地域担当チーム派遣制度」の創設

住民が主体となった地域づくりを支援するため、職員で組織する地域担当チームを派遣します。

➡「養父市市民の市政参加の推進等に関する要綱」の施行

これまで以上に市政への市民参加を図るため、市民の市政参加に関する基本的な事項を定めた「養父市市民の市政参加の推進等に関する要綱」を施行します。

➡「まちづくり条例（仮称）」の制定

市民同士で自主的にまちづくりを進めたり、これまで以上に市民と市役所が協力してまちづくりを進めていくために、養父市のまちづくりに関する理念や手続きなど、市民と市役所の共通のルールをまとめた「まちづくり条例（仮称）」を制定します。

◆教育委員会の再編

合併後、市内には4つの公民館が設置されましたが、個々に独立した運営を行ってきたため、市民の交流促進など、市内全域を対象にした事業が取り組みにくかったり、類似した教室、講座、イベントが複数の公民館で開催されたりといった問題が指摘されてきました。

このため、八鹿公民館に生涯学習センターを置き、ここで市内の公民館を統括できるように見直します。さらに、公民館活動と地域づくり活動の一体的な推進を図るため、地域局管内に設置されている公民館は、地域局で一体的に運営できるように組織を見直します。

以上の組織の見直し方針に基づき、組織改編に向けた担当事務の調整や課等の配置の検討などを進めています。

これらの準備が整い次第、新年度の組織体制をお知らせします。

★お問い合わせ★

市役所行政改革推進室

(☎) 662-7601